

大阪府指定出資法人の役員の選任に関する意見書

令和7年11月

大阪府指定出資法人評価等審議会

1 はじめに

大阪府指定出資法人への人的関与については、本審議会において、令和5年12月に、今後の府の職員の状況等を踏まえ検討を行い、『人的関与のあり方に関する意見書』を取りまとめた。

審議会の意見も踏まえ、府において、令和6年度末をもって人的関与ポストを廃止するとともに、令和7年度から、指定出資法人の役員の選任に関して、以下のとおり取り扱っている。

＜指定出資法人の役員の選任に係る取扱い＞

（1）府職員の派遣による選任について

- 府の施策推進等の必要性から、法人の役員に府職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聞く。
- 派遣している職員の引揚げを行う場合は、審議会に報告する。

（2）府職員の派遣以外の選任について

- 法人が役員の選任に際して、府退職者等も役員候補者の選考対象に含めようとする場合は、公募手続きにより、その候補者を決定する。（法人が府退職者を選考対象から除外する場合、公募手続きの義務付けはなく、選考方法は法人の判断による。）
- ただし、以下の事由に該当する場合、法人は公募手続きによらず府退職者を役員候補者に決定することができる。

《公募の例外事由》

- ① 公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、府退職者を役員に就任させる必要があるとき
- ② 公募を実施したが応募がない場合で、府退職者を就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③ 役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により、府退職者を暫定的に就任させるとき
- 法人が、例外規定に基づき、公募手続きによらず府退職者を選任する場合は、府と協議する。
 - ・例外事由①に該当する場合で、協議の結果、府が同意しようとするときは、審議会の意見を聞く。
 - ・例外事由②～③に該当する場合で、協議の結果、府が同意したときは、審議会に報告する。

今般、指定出資法人の役員への府職員の派遣及び派遣に係る取扱いの変更について審議を行った。

また、指定出資法人の役員の選任（公募手続以外）に係る取扱いについて、令和6年度の本審議会の意見（参考資料2を参照）を踏まえ、変更することについて審議を行った。

なお、審議会の開催状況については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第1回（令和7年10月23日）

- 指定出資法人の役員への府職員の派遣及び派遣に係る取扱いの変更について
- 指定出資法人の役員の選任（公募手続以外）に係る取扱いの変更について

第2回（令和7年11月5日）

- 指定出資法人の役員への府職員の派遣及び派遣に係る取扱いの変更について
 - 指定出資法人の役員の選任（公募手続以外）に係る取扱いの変更について
- （大阪府指定出資法人の役員の選任に関する意見書（案））

2 役員への府職員の派遣について

今回、府から意見を求められた「大阪府住宅供給公社常務理事」への現職職員の派遣について、審議を行った結果、一定の妥当性が認められる。

府職員の派遣が新たに認められる役員ポスト

法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
大阪府住宅供給公社 (S40.11.1)	常務理事 (常勤)	当該法人は、府民が安全に安心して暮らせる住まいを確保することにより、府施策を補完する役割を担っている。人口減少・少子高齢化、物価上昇や市場家賃の高騰など、住宅政策を取り巻く状況が激変する中、住宅経営の安定等に向け、令和8年度の「住まうビジョン・大阪」改定及び大阪府住宅供給公社「中期経営計画」見直し及びそれに基づく施策展開等において、府の住宅まちづくり施策と整合を図り、密接に連携した取組を進める必要があるため、技術的な知見を有し住宅まちづくり施策に精通した職員を派遣する必要性は認められる。

3 役員の選任に係る取扱いの変更について

府職員の派遣による選任及び府職員の派遣以外の選任に係る取扱いについて、審議を行った結果、以下のとおり変更することは適当と考える。

＜指定出資法人の役員の選任に係る取扱い＞

(1) 府職員の派遣による選任について ※令和7年12月1日から変更

府の施策推進等の必要性や府職員の状況等を踏まえ、法人の役員ポストに府職員の派遣等を実施する場合は、以下の手続きを行う。

- 派遣の開始：府の施策推進等の必要性から、法人の役員ポストに府職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聞く。
- 派遣の停止：府職員の派遣が認められている役員ポストについて、派遣の必要性に変化はないものの、府職員の状況等から、一時的に派遣を停止する場合は、審議会に報告する。
- 派遣の再開：府職員の派遣を停止している役員ポストについて、府職員の派遣を再開する場合は、審議会に報告する。
- 派遣の終了（引揚げ）：府職員の派遣が認められている役員ポストについて、派遣の必要性に変化があり、派遣を終了する場合は、審議会に報告する。

(2) 公募手続き等による選任について ※令和8年4月1日から変更

- 法人が役員の選任に際して、府退職者等も役員候補者の選考対象に含めようとする場合は、公募手続きにより、その候補者を決定する。（法人が府退職者を選考対象から除外する場合、公募手続きの義務付けはなく、選考方法は法人の判断による）

- ただし、以下の事由に該当する場合、法人は公募手続きによらず府退職者を役員候補者に決定することができる。

『公募の例外事由』

- ① 公募により選任することが困難であることについて合理的な理由があり、府退職者を役員に就任させる必要があるとき
- ② 公募を実施したが応募がない場合で、府退職者を就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③ 役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により、府退職者を暫定的に就任させるとき

- 法人が、例外規定に基づき、公募手続きによらず府退職者を選任する場合は、以下の手続きを行う。

【例外事由①に該当する場合】

(1) 「ポスト」に関する府との協議及び審議会の意見聴取

- ・法人が、公募手続きによらず府退職者を選任するポストについて、府と協議する。
- ・府が協議に同意しようとするときは、審議会の意見を聴く。

※ 府が同意したポストについては、選任の都度、府との協議及び審議会の意見聴取は不要とする。

※ 当該ポストについて、例外事由①に該当しなくなった場合は、府に報告及び審議会に報告を行う。

(2) 「就任予定者」に関する府との協議及び審議会への報告

- ・法人が、公募手続きによらず(1)のポストに府退職者を選任する場合は、府と協議する。
- ・府が協議に同意したときは、就任後、審議会に報告する。

※ 選任の都度、府との協議及び審議会に報告を行う。

【例外事由②～③に該当する場合】

- ・法人が、公募手続きによらず府退職者を選任する場合は、府と協議する。
- ・府が協議に同意したときは、就任後、審議会に報告する。

※ 選任の都度、府との協議及び審議会に報告を行う。

※ (公財) 大阪国際平和センターの業務執行理事及び (公財) 西成労働福祉センターの代表理事については、令和6年度に本審議会において審議を行っていることから、取扱いの変更後(令和8年4月1日以降)の例外事由①に該当する「ポスト」として府と協議を行う場合の本審議会の意見聴取は省略する。

府職員の派遣が認められている役員ポスト一覧（令和7年10月現在）

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	令和6年11月 大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
1	(公財) 大阪産業局 (H31.4.1)	常務理事 (常勤)	<p>大阪の中小企業等の経営力強化や創業支援事業など、府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪市都市型産業振興センターと統合して業務を開始した法人。</p> <p>府・市中小企業支援施策の推進における中核的支援機関であり、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の取組み等も要することから、府職員を派遣する必要性は認められる。</p>
2	大阪信用保証協会 (S23.10.26)	常務理事 (常勤)	<p>中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため、府が主体となって設立した大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会が統合した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。</p> <p>また、制度融資等に対する損失補償など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた損失補償金・求償権の適正管理を行う等の必要があり、府職員を派遣する必要性は認められる。</p>
3	(公財) 西成労働福祉センター (S37.9.21)	業務執行理事 (常勤)	あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく等の必要があることから、府職員を派遣する必要性は認められる。

4	(公財) 大阪府都市整備推進センター (R2.4.1)	理事長 (常勤)	市街地の整備・開発や公共用地の有効活用など、大阪府域における秩序ある良好な市街地形成のため、令和2年4月に大阪府タウン管理財団と統合し、業務を開始した法人。 大阪府域全体のバランスをとりながら良質なまちづくりを推進し、また、関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく等の必要があることから、理事長及び常務理事に府職員を派遣する必要性が認められる。
5		常務理事 (常勤)	
6	大阪府道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)	料金体系の一元化を目指すハイウェイオーソリティ一構想(都市圏高速道路等の一体的運営主体)の推進に向けて、少なくとも箕面有料道路の移管が完了するまでは、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する等の必要があるため、府職員を派遣する必要性は認められる。
7	大阪モノレール (株) (S55.12.15)	代表取締役 専務 (常勤)	府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。 事業の状況としては、門真以南への延伸事業の本格化に伴い、大阪府と連携した瓜生堂車両基地整備工事やPC軌道桁製作架設工事などの着実な推進の必要性が生じている。当該法人の事業は、府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について、府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくこと等が求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、府職員を派遣する必要性は認められる。

令和6年度 役員の選任（公募手続以外）に関する審議・意見

令和6年度の第13回（令和7年2月18日）及び第14回（令和7年3月3日）の審議会において、（公財）大阪国際平和センターの業務執行理事及び（公財）西成労働福祉センターの代表理事を公募手続きによらず選任するについて、審議を実施。

法人から協議のあった公募手続きによらず役員を選任する理由及び審議会の意見については、以下のとおり。

【法人から協議のあった「公募手続きによらず役員を選任する理由（概要）】

＜（公財）大阪国際平和センターの業務執行理事＞

当該法人は、府市の共同事業として平和施策を実施するため、府市が共同出資して設立した財団であり、ピースおおさかを運営している。当該役員は、法人運営の実質的な責任者で、特定の価値観・歴史観に偏らず、中立的かつ公正な判断を行う資質等が求められるが、バランスのとれた価値観・歴史観や、事業運営の「中立性・公正性」を確保する資質については、公募手続きによって判定することが困難等であることから、例外事由①に該当するため、公募手続きによらず府退職者を選任するもの。

＜（公財）西成労働福祉センターの代表理事＞

当該法人は、あいりん地域における労働者の就労と生活の安定、労働福祉の向上を目的に設立され、現地特性から行政が直接実施することが困難な事業を実施している。当該役員は、地域を取り巻く環境変化等への対応も含め、行政機関や関係団体と連携し、行政的対応等を踏まえた意思決定・方針決定を行うことが求められる。大阪市の施策や活動拠点の移転等の法人を取り巻く環境変化への対応には関係機関との連携が不可欠であり、豊富な行政的知見が必要であるが、その資質を公募で判定することは困難等であることから、例外事由①に該当するため、公募手続きによらず府退職者を選任するもの。

【審議会の意見】

公募を実施することが困難である合理的な理由が見当たらないという意見が一部あるものの、公募手続きによらず府退職者を選任することについて、一定の妥当性があると考える。

なお、当該ポストに公募手続きによらず府退職者を就任させる理由については、特別な事情により例外的に生じたものではなく、恒常的なものであり、法人の事業や役員の職務及び求められる資質等に大きな変化がない限り、府退職者を就任させる必要性は継続するものと考えられる。

そのため、現行の取扱いでは、当該ポストにおける選任手続きの都度、本審議会からの意見聴取が必要となっているが、法人の役員に現職職員の派遣を行う場合と同様の取扱いとするなど、今後、手続きの見直しについて検討されたい。

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

氏名	職名	備考
新井 康平	大阪公立大学大学院経営学研究科 准教授	-
新生 雅則	F&Link 株式会社 公認会計士	-
小沢 貴史	神戸大学大学院経営学研究科 教授	会長
西川 和予	株式会社勁草パートナー 中小企業診断士	-
村井 恵美	恵み法律事務所 弁護士	-
山口 朋子	株式会社コングレ 監査役	-
米村 紀美	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 マネージャー	-

(五十音順・敬称略)